

細目名称	摘要名称	単位	単価	備考
EM-CCP-ケーブル	0.4 mmφ 10P	m	151	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.4 mmφ 30P	m	264	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.4 mmφ 50P	m	385	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.4 mmφ 100P	m	687	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.4 mmφ 200P	m	1,280	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.5 mmφ 10P	m	170	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.5 mmφ 30P	m	347	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.5 mmφ 50P	m	519	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.5 mmφ 100P	m	970	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.5 mmφ 200P	m	1,850	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.65mmφ 10P	m	227	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.65mmφ 30P	m	505	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.65mmφ 50P	m	781	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.65mmφ 100P	m	1,470	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.65mmφ 200P	m	2,810	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.9 mmφ 10P	m	347	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.9 mmφ 30P	m	842	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.9 mmφ 50P	m	1,330	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.9 mmφ 100P	m	2,610	材料費
EM-CCP-ケーブル	0.9 mmφ 200P	m	4,730	材料費
各戸分電盤(樹脂製)	2DK 50AF/40AT 2P1E-6 2P2E-2 ELB付	個	19,700	材料費
各戸分電盤(樹脂製)	2DKS 50AF/40AT 2P1E-8 2P2E-2 ELB付	個	22,600	材料費
各戸分電盤(樹脂製)	3DK 50AF/50AT 2P1E-6 2P2E-4 ELB付	個	23,000	材料費
各戸分電盤(樹脂製)	4DK 60AF/60AT 2P1E-7 2P2E-5 ELB付	個	24,300	材料費
片切スイッチ	プレート・枠付 1P15A×1WP(防水スイッチ)	個	960	材料費
TV端子付コンセント	2P15A×2+TV(端未用)	個	1,570	材料費
TV端子付コンセント	2P15A×2+TV(中継用)	個	1,620	材料費
埋込接地コンセント	2P15A/20A兼用取付枠込	個	320	材料費
埋込接地コンセント	2P15A×1ET付WP(樹脂プレート)	個	900	材料費
モジュラージャック付コンセント	2P15A×2+TEL(6極2心)	個	500	材料費
露出設置コンセント	2P15A×1E付	個	160	材料費
露出設置コンセント	2P15A×2E付	個	270	材料費
露出設置コンセント	2P15A/20A兼用E付	個	280	材料費
コンセント(樹脂プレート付)	2P15A×1(ｽｸﾞ止め・接地端子付) 埋込	個	470	材料費
コンセント(樹脂プレート付)	2P15A×1(ｽｸﾞ止め・接地極付) 埋込	個	360	材料費
ワイドスイッチ	片切15A×2(ON/OFF表示灯・ネーム付) 片切15A×2(OFF表示灯・ネーム付)	個	2,890	材料費
ワイドスイッチ	片切15A×1(ON/OFF表示灯・ネーム付) 片切15A×1(OFF表示灯・ネーム付)	個	1,440	材料費
ワイドスイッチ	片切15A×1(24h表示・カバー付) (ON/OFF表示灯・ネーム付)	個	3,370	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	3路兼用15A×1	個	690	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	3路兼用15A×2	個	1,200	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	3路兼用15A×3	個	1,700	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	3路兼用15A×1+PL×1	個	1,200	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	3路兼用15A×2+PL×1	個	2,240	材料費
ワイドスイッチ(OFF表示灯・ネーム付)	照明+換気扇用	個	3,900	材料費
自動ワイドスイッチ	熱センサー付	個	5,700	材料費
ワイドハンドル形スイッチ	1PHL15A	個	1,050	材料費
ワイドハンドル形スイッチ	3WHL15A	個	990	材料費
照明器具	玄関 LED灯 (60W形相当)	か所	3,150	材料費
照明器具	便所 LED灯 (60W形相当)	か所	2,750	材料費
照明器具	流し元 LED灯 (20W形相当)	か所	6,400	材料費
照明器具	洗面所 LED灯 (60W形相当) 防湿型	か所	7,400	材料費
照明器具	共用倉庫 LED灯 (20W形相当)	か所	9,200	材料費
照明器具	屋外階段 LED灯 (20W形相当) 防湿・防雨型	か所	16,200	材料費
照明器具	共用廊下・屋外階段 LED灯 (20W形相当) 防湿・防雨型	か所	11,600	材料費
照明器具	共用廊下・屋外階段 LED灯 (10W形相当) 防湿・防雨型	か所	5,500	材料費
照明器具	共用廊下・屋外階段 LED灯 W230 (20W形相当) 防湿・防雨型	か所	11,500	材料費
照明器具	自転車置場 LED灯 (20W形相当) 防湿・防雨型 カート付(鋼製)	か所	13,600	材料費
照明器具	アプローチライト LED灯 (40W形相当)	か所	19,200	材料費
外灯	LED灯 (HF100W形相当) *1 ボール H=4000共	個	129,000	材料費
非常用押釦	赤色プレート付 樹脂製 ボタンカバー付	個	560	材料費
自動点滅器3A 100V		個	3,940	材料費
熱感知器	差動式 スポット型 遠隔試験機能付	台	3,630	材料費
熱感知器	定温式 スポット型 遠隔試験機能付(防水型)	台	4,350	材料費
住戸用受信機P型3級	インター付 非常警報連動 ハンズフリー	台	28,600	材料費
室外表示灯付中継器	遠隔試験機能付	台	10,000	材料費
戸外表示器	遠隔試験機 インター付	台	10,000	材料費
防火区画貫通処理材(CD、PF管用)	22A以下	箇所	560	材料費
防火区画貫通処理材(CD、PF管用)	28A以上	箇所	720	材料費

細目名称	摘要名称	単位	単価	備考
水栓器具類	洗濯用水栓 TW11GR/LF-WJ38RHQ	個	5,750	材料費
衛生器具類	ロータリ密封型洋風便器 B L型 フタ付 紙巻器 手洗有 床下	組	37,400	材料費
衛生器具類	ロータリ密封型洋風便器 B L型 フタ付 紙巻器 手洗有 床上	組	37,700	材料費
衛生器具類	洗面器ユニット BL 600型 シングルバ-混合水栓付	組	39,100	材料費
衛生器具類	化粧キャビネット BL-500型	組	14,200	材料費
衛生器具類	化粧キャビネット BL-600型	組	15,600	材料費
衛生器具類	洗濯機防水パン BL-800 FEP製 ABSトラップ付	組	9,800	材料費
衛生器具類	サ-バル-ベ-ント耐火二層管製	組	1,090	材料費
排水器具類	フアン型掃除口 CO 65 塩ビ製	個	2,280	材料費
排水器具類	フアン型掃除口 CO 75 塩ビ製	個	660	材料費
排水器具類	フアン型掃除口 CO 100 塩ビ製	個	4,790	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 50	個	377	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 65	個	432	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 75	個	513	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 100	個	733	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 125	個	1,240	材料費
排水器具類	耐火二層管掃除口 CO 150	個	1,820	材料費
排水器具類	通気口 65 塩ビ製	個	1,670	材料費
排水器具類	通気口 80 塩ビ製	個	1,800	材料費
洋風便器	床排水 フラッシュバルブ式 JIS C710S	箇所	57,300	材料費
小便器	壁掛 低リップ フラッシュバルブ式	箇所	33,700	材料費
洗面器	壁掛 小型 JIS L420	箇所	15,900	材料費
紙巻器	棚付 スペ-1個付横型	箇所	11,800	材料費
掃除流し	マルチシンク 小形	箇所	13,500	材料費
換気扇	レンジ用フードファン (浅型) BL排気Ⅲ型手元スイッチ(3速バ-+照明)	組	34,000	材料費
ベ-トキャップ (BL)	φ125 アルミ製(通気管用)	個	1,500	材料費
24時間換気扇 (中間取付け型)	φ100(吸込口3ヶ付)	組	37,400	材料費
差圧式吸気口	ベ-トキャップ付(φ150 SUS製 FD付)	個	6,600	材料費
消火用補助水槽	SUS444 1000*500*1000 床置型	基	326,000	材料費
雨水貯留槽	SUS製 500L K=1.0G 亜鉛メッキ架台	基	343,000	材工共
ボックス	散水栓ボックス B3 鋳鉄製	個	7,600	材料費
ボックス	止水栓ボックス B1 鋳鉄製 40A	個	2,250	材料費
ボックス	止水栓ボックス B2-1 鋳鉄製 65A-100A	個	10,300	材料費
ボックス	止水栓ボックス B2-2 鋳鉄製 125A-200A	個	18,100	材料費
ボックス	量水器ボックス MB 鋳鉄製 13A-20A	個	8,800	材料費
量水器	13mm 二線記憶	個	18,600	材料費
量水器	20mm 二線記憶	個	24,700	材料費
量水器	25mm 二線記憶	個	25,200	材料費
集中検針盤	屋内 60戸まで 二線・三線記憶	個	783,000	材料費
集中検針盤	屋内 100戸まで 二線・三線記憶	個	1,150,000	材料費
集中検針盤	屋内 端末転送器用 二線、三線	個	103,000	材料費
給湯器用追焚配管	高断熱ベ-アチューブ	m	1,140	材料費
循環金具(無極性バ-スタ-ター)		個	3,340	材料費
給湯器台所リモコン		台	5,720	材料費
浴室リモコンバ-ル		m	121	材料費
BL給湯器	20号 新タイプ	か所	156,000	材料費
水道フレキ管	20A L=300SUS	個	900	材料費
雨水集水器	100φ	個	61,400	材料費

# 公共建築工事費積算基準

## 目次

第1 工事費の積算（一般）	1
1-1 工事費の種別及び区分	
1-2 工事費の構成	
1-3 工事費の積算に係る適用基準等	
第2 工事費の積算（直接工事費）	2
2-1 直接工事費	
2-2 数量	
2-3 単価及び価格	
第3 工事費の積算（共通費）	5
3-1 共通費	
3-2 共通費率に基づく共通費の算定(公共住宅工事)	
3-3 共通費率に基づく共通費の算定(公共建築工事)	
( 共通費別紙1 )	
( 共通費別紙2 )	

令和2年10月

愛知県建設局

資料 1 4



「その他」の率の率の中間値を採用する。

【計算例】

下限値	上限値	中間値
0.13	0.18	0.155 → 0.16(端数処理)

【計算例① 物価資料採用価格の端数処理】

	A誌	B誌	(平均値)	端数処理を行った結果 〈※1〉	有効桁の最終の桁の小さい桁の位 〈※2〉	採用価格
a	7.4	7.5	(7.45)	7	小数第一位 (A誌及びB誌の小数点第一位が該当)	7.5
b	368	365	(366.5)	367	一の位 (A誌、B誌及び端数処理を行った結果の一の位が該当)	367
c	1,500	1,400	(1,450)	1,450	十の位 (端数処理を行った結果の十の位が該当)	1,450

- (2) 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。(端数処理をおこなう場合は、四捨五入とする。)

【計算例① 掲載価格の合算】

材料※1	材料(掲載)	掲載価格	合算額	掲載価格※2
●●●	△△△	555	705	705
	□□□	150		705
●●●	○○○	700	700	700
	○○○	700		700

- ※1 特定の材料価格について、A誌では二つの材料価格を合算する必要がある場合。  
 ※2 A誌においては合算額を掲載価格として扱う。

【計算例② 掲載価格の単位換算】

材料※1	単位	掲載価格	単位換算	掲載価格※1
●●●	A誌 本(3m)	2,230	2,230 ÷ 3m	743.33
	B誌 m	700	700	700

※1 A誌においては単位換算後の価格を、掲載価格として扱う。

- (3) 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。なお、単価算定時における金額(数量×単価)の有効桁は、小数点以下第2位までとする。代価において計上する単価についても同様とする。
- (4) 単価算定に用いる数量(歩掛りにおける単位施工あたりに必要な数量や代価における数量)に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第6位を四捨五入し小数点以下第5位までとする。
- (5) 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価及び金額は以下のとおりとする。  
 イ、細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。  
 細目別内訳書に一円未満の単価を計上する必要がある場合については、数量単位の再設定を個別に行う単価設定(代価)で算定した金額を計上するなどの調整を検討する。  
 ロ、細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。  
 ハ、別紙明細書にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。
- (6) 歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とする。なお、中間値を算出する際に、小数第3位まで求められるものについては、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までの値になるよう端数処理したうえで、

### 第3 工事費の積算（共通費）

#### 3-1 共通費

##### (1) 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表3-1、表3-2並びに表3-3及び表3-4の内容を一式として計上する。  
ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

##### (2) 共通費の算定

共通仮設費及び現場管理費は、費用を積み上げにより算定するか、共通費別紙1及び2に示す直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）及び純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）によるものとする。また、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、以下のとおりとする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費及び現場管理費を加算し、これを一式で表示する。ただし、共通仮設費率及び現場管理費率を算定する場合の直接工事費及び純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

T、工期（か月） 契約予定日から工期末までの期間の日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、契約予定日は開札から契約までを考慮して適宜設定する。

また、設計変更における工期について、工事一時中止（一部一時中止の場合も）があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

工期は、工事内容、施工条件等を踏まえて適切に設定する。また、当初発注時には予見できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に即り設計変更等を適時適切に実施する。

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費  
現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費

一般管理費等は、共通費別紙1及び2に示す工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。なお、契約保証費については、愛知県財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）第3号の規定を適用しない場合は、一般管理費等率に0.04%を加算する。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率

##### (3) 共通費算定に関する数値の取扱い

- ① 積み上げによる算定  
積み上げによる算定は、「2-3 単価及び価格」に準ずる
- ② 率による算定  
「公共建築工事費積算基準」の率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。
- ③ 一般管理費等

原則として、工事価格が一千万円以上の場合は工事価格の有効桁が上位4桁、工事価格が百万円以上一千万円未満の場合は工事価格が一千万円単位、工事価格が百万円未満の場合は工事価格

が千円単位となるように、一般管理費等を算出された金額の範囲内で調整する。

##### 【計算例① 一般管理費の調整】

工事原価	一般管理費	工事価格
55,555,555	4,444,444（算定結果、端数処理前）	59,999,999
55,555,555	4,434,445（工事費内訳書計上金額）	59,990,000（端数処理）

##### 【計算例② 変更設計の場合の一般管理費の調整】

工事原価	一般管理費	工事価格
当初 55,555,555		
変更 3,333,333		
計 58,888,888	4,666,666（算定結果、端数処理前）	63,555,554
	当初工事価格（端数処理前） →	59,999,999
	差額 →	3,555,555
		3,550,000（端数処理）
3,333,333	216,667（変更工事費内訳書計上金額）	3,550,000

#### (4) 設計変更における共通費

共通仮設費及び現場管理費については、積み上げにより算定した場合場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

また、設計変更を行う場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「各共通費」という。）は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の各共通費を求め、当初発注工事の各共通費をそれぞれ控除した額とする。

ただし一般管理費等は、設計変更において契約保証費にかかる補正を行わない。

変更工事の各共通費＝（A＋B）×α<sub>(a+b)</sub>－A×α<sub>a</sub>

A …… 当初発注工事の金額※

B …… 変更工事の金額※

α<sub>a</sub> …… Aの額に対する各共通費率

α<sub>(a+b)</sub> …… 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する各共通費率

※ 「金額」は以下を示す。

各共通費が共通仮設費の場合	… 直接工事費
各共通費が現場管理費の場合	… 純工事費
各共通費が一般管理費等の場合	… 工事原価

表3-1 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理、合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑務機器)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>募集及び解散に要する費用</li> <li>慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>賃金に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>貸金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul>
租税公課	工事契約書の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税、自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職金給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</li> <li>現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額</li> <li>建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金</li> </ul>
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電設監査等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-3 一般管理費

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与(損金算入分)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公啓又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、住宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表3-4 付加利益

法人税、郡道府県民税、市町村民税等(表3-3の租税公課に含むものを除く)
株主配当金
役員賞与(損金算入分を除く)
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

(5) 各共通費率は、共通費別紙1及び2によるものとし、工事種別ごとの適用については、原則として下記に示す表3-5及び表3-6による。

3-2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）

(1) 用語の定義

「特殊工事費」とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での間わりが比較的少なく、共通仮設費及び現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。

- (各工事共通)
- ① 建築養生、解体養生材等の処分費（運搬費を除く）
  - ② 有料道路の通行料金
  - (建築工事・屋外整備工事)
    - ① 鉄骨工事の工場製作費（工場加工組立費、工場浴接費、工場塗装費、運搬費）
    - ② 電気設備工事
    - ③ 発電機設備工事（機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費）
    - ④ 圧送給水装置設備工事（同上）
    - ⑤ 中央監視制御設備工事（同上）
    - ⑥ 特別高圧受変電設備工事（同上）
    - ⑦ 電話交換機設備工事（同上）
    - ⑧ 駐車場管制設備工事（ゲートを含む）（同上）
    - ⑨ 宅配ボックス設備工事（同上）
  - ④ 指定した受電開始日以降の電気基本料金
  - ⑤ テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料（架上げ費用）

(機械設備工事)

- ① 空調調和機器設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む）
- ② 機械式駐車装置設備工事費（同上）
- ③ 圧送給水装置設備工事費（同上）
- ④ 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同上）
- ⑤ 機械式ごみ貯留装置設備工事費（同上）
- ⑥ ユニット型浄化槽設備工事費（同上）

「その他工事（公住）」とは、通常の建物本体工事に含まれない工事等をいい、次を標準とする。

- ・ 造園工事（種目として扱われる項目全て。）
- ・ 取っ壊し工事（アスベスト含有建材処理工事を除く。）

(2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表3-7及び表3-8とする。

表3-5 公共住宅工事における各共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(住一般)						現場管理費(住一現一)						一般管理費等(住一般一)		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3
(1) 建築工事															
① 建築工事															
新築															
改修															
② 外構工事															
③ 造成工事															
(2) 設備工事															
① 電気設備工事															
新築															
改修															
② 給排水工事															
新築															
改修															
③ エレベーター工事(昇降機設備工事)															
④ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)															
⑤ テレビ電波障害改善工事															
(3) その他工事															
① 取壊し工事															
② 取壊(構成員)工事															

※ 外構工事及び造成工事については、原則として「建築工事」の率を採用するが、工事内容や規模により大規模工事になる等、率の採用が適当でないとは判断される場合は、この限りではない。

表3-6 公共建築工事における各共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(住一般)								現場管理費(住一現一)								一般管理費等(住一般一)		
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3
(1) 建築工事																			
① 建築工事																			
新築																			
改修																			
② 整備工事																			
③ 環境整備工事																			
④ 汚水処理施設工事(躯体)																			
⑤ アスベスト対策工事																			
(2) 設備工事																			
① 管工事																			
新築																			
改修																			
② 空調工事(冷暖房設備工事)																			
新築																			
改修																			
③ 電気設備工事																			
新築																			
改修																			
④ エレベーター工事(昇降機設備工事)																			
⑤ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)																			
⑥ テレビ電波障害改善工事																			
⑦ 公共下水道接続工事																			
(3) その他工事																			
① 取壊し工事(躯体工事を含む)																			
② 植栽植樹工事																			
③ 舗装工事(アスファルト)																			
④ 敷地造成工事																			

※ 敷地造成工事については、原則として「建築工事(改修)」の率を採用するが、工事内容や規模により大規模工事になる等、率の採用が適当でないとは判断される場合は、この限りではない。

(6) 当該項目に記載のない事項については、原則として公共建築工事積算基準及び公共住宅工事積算基準等に準じ、各工事の施工条件を考慮して個別対応とする。

項目	内容
準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環状安全費	安全標識、消火設備等の施設、隣接地等の養生及び補償費に要する費用
動力用電気料	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理費	屋外及び敷地周辺の断片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なもの費用

表3-7 建築工事の共通仮設費率に含まれる内容



表3-8 電気設備工事及び機械設備工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメー ジアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメー ジアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設に要する費用
動力用水光熱費	工事前用電気設備及び工事前用給排水設備に要する費用並びに工事前用電気・水道料金 等。ただし、本受電後の基本料金を除く。
屋外整理運搬費	屋外及び敷地周辺の断片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なものの費用

(イ) 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費

α …… Aの額及び工期に対する共通仮設費率

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費を加算する。

(エ) 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費

「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

A<sub>1</sub> …… 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A<sub>2</sub> …… 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A<sub>3</sub> …… 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

α<sub>1</sub> …… A<sub>1</sub>の額に対する建築工事の共通仮設費率

α<sub>2</sub> …… A<sub>2</sub>の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

α<sub>3</sub> …… A<sub>3</sub>の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

※ 受水槽と同一構造のポンプ室は建築工事と見なさない。

(オ) その他工事(公任)を単独で発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

$$\text{共通仮設費} = A \times 0.01 + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費

(3) 現場管理費

(ア) 特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha + \text{積み上げによる現場管理費}$$

A …… 特殊工事費を含まない純工事費

α …… Aの額及び工期に対する現場管理費率

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる現場管理費を加算する。

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の現場管理費

「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。

$$\text{総合発注工事の現場管理費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + \text{積み上げによる現場管理費}$$

A<sub>1</sub> …… 建築工事の特殊工事費を含まない純工事費

A<sub>2</sub> …… 電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A<sub>3</sub> …… 機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

α<sub>1</sub> …… A<sub>1</sub>の額に対する建築工事の現場管理費率

α<sub>2</sub> …… A<sub>2</sub>の額に対する電気設備工事の現場管理費率

α<sub>3</sub> …… A<sub>3</sub>の額に対する機械設備工事の現場管理費率

(エ) その他工事(公任)を単独で発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。

$$\text{現場管理費} = A \times 0.02 + \text{積み上げによる現場管理費}$$

A …… 特殊工事費を含まない純工事費

(4) 一般管理費等

(ア) 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha$$

A …… 特殊工事費を含まない工事原価

B …… 特殊工事費

α …… (A+B)の額に対する一般管理費等率

(イ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合

この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により一般管理費等を算定する。

(ウ) 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等

建築工事と電気設備工事及び機械設備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = (A_1 + A_2 + A_3) \times \alpha$$

- A<sub>1</sub> …… 建築工事の工事原価
- A<sub>2</sub> …… 電気設備工事の工事原価
- A<sub>3</sub> …… 機械設備工事の工事原価
- α …… 総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率

(エ) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。

(オ) その他工事（公注）を単独で発注する場合

原則、工事内容に応じて建築工事、電気設備工事、テレビ電波障害防除工事、機械設備工事、エレベーター設備工事又は屋外整備工事を選択し、その一般管理費等率で算定する。必要に応じて見積りを参考に計上する。

3-3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）

(1) 用語の定義

「その他工事（公建）」とは、通常の建物本体工事に含まれない工事をいい、次を標準とする。

- ① 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ② 造園工事（種目で造園工事として扱われる項目全て。）
- ③ 舗装工事（種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、緑石、御溝は一般工事とする。）
- ④ 取り壊し工事（アスベスト含有建材処理工事を除く。）
- ⑤ 電波障害防除設備工事
- ⑥ さく井設備工事（ポンプや揚水管の交換を除く）
- ⑦ 特殊空調設備（恒温恒湿、クリーンルーム等）
- ⑧ 循環ろ過設備（浴槽、プール等）
- ⑨ 排水処理設備
- ⑩ ごみ処理施設
- ⑪ 搬送設備
- ⑫ 機械式駐車設備
- ⑬ 特殊ガス設備
- ⑭ 実験機器設備（ドラフトチャンバー、安全キャビネット等）
- ⑮ 医療器具設備

ここでいう「一般工事」とは、直接工事費から鉄骨工事、その他工事（公建）及び発生材処分費を除いた工事をいう。

(2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表3-9及び表3-10とする。

表3-9 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事に要する電気設備及び工事に伴う屋外発生材処分等に要する費用
屋外野理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び各種機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち概算済みの費用

表3-10 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所(仮掘内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設に要する費用
動力用電気料	工事に用いた電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の断片付け及びこれに伴う屋外発塵材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用

(イ) 監理事務所を設けない場合の補正  
 建築工事において監理事務所を設けない場合は、一般工事(アスベスト対策工事を含み、取壊し単独発注工事を除く)の共通仮設費率に0.9を乗じる。ただし、その他工事、発塵材処分費には適用しない。  
 鉄骨工事における共通仮設費率の補正を行う工事で、監理事務所を設けない場合は、前段で補正した率に0.9を乗じる  
 既存施設を監理事務所としてに利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現状復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(ウ) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正  
 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率に0.9を乗じる。

鉄骨工事の共通仮設費率 =  $P(A) \times (Kr(AB) \times 0.9)$   
 鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費率 =  $(P(B) \times Kr(AB)) +$  積み上げによる共通仮設費  
 P(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費  
 P(B) …… 鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費  
 Kr(AB) ……  $(P(A) + P(B))$  及び工期に対応する共通仮設費率

補正対象は以下とおとする。  
 ○ S造及びSRC造(新築)  
 鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(建方機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等  
 ○ RC造(新築)  
 体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費  
 (鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(エ) 共通仮設費の算定対象外費用  
 以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費(湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発塵土処分費及び取り壊し発塵材処分費等を除く)及び工期に対応する共通仮設費率とする。

- ・ 仮庁舎等をリリースで発注する場合のリリース料等
- ・ 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)

- ・ 建設発塵土処分費及び取り壊し発塵材処分費等

共通仮設費 =  $P(A) \times Kr(AB) +$  積み上げによる共通仮設費  
 P(A) …… 上記費用を除く直接工事費  
 P(B) …… 上記費用  
 Kr(AB) ……  $(P(A) + P(B))$  及び工期に対応する共通仮設費率  
 ※ 上記費用を含む直接工事費から湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発塵土処分費及び取り壊し発塵材処分費等を除く

(オ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合  
 この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない直接工事費及び工期に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる共通仮設費を加算する。

(カ) 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合  
 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率により、一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事(公建)の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

一般工事の共通仮設費 =  $(P(A) \times Kr(AB)) +$  積み上げによる共通仮設費  
 その他工事(公建)の共通仮設費 =  $P(B) \times 0.01$

P(A) …… 一般工事の直接工事費  
 P(B) …… その他工事(公建)の直接工事費  
 Kr(AB) ……  $(P(A) + P(B))$  及び工期に対応する共通仮設費率

(キ) その他工事(公建)を単独で発注する場合  
 この場合の共通仮設費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを参考に計上する。  
 共通仮設費 =  $(P(A) \times 0.01) +$  積み上げによる共通仮設費

P(A) …… その他工事(公建)の直接工事費

(ク) 労務費の比率が著しく少ない設備工事の場合  
 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。  
 なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

(ケ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合  
 新営工事と改修工事を一括して発注する場合、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額及び各工事の工期に対応するそれぞれの共通仮設費率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定する。  
 なお、積み上げにより共通仮設費は、主たる工事の共通仮設費とし、新営工事の純工事費と改修工事の純工事費に区分する。

新営工事の共通仮設費 =  $(P(A) \times Kr(AB)) +$  積み上げによる共通仮設費\*  
 改修工事の共通仮設費 =  $(P(B) \times Kr(AB))$

P(A) …… 新営工事の直接工事費  
 P(B) …… 改修工事の直接工事費  
 Kr(AB)<sub>原管</sub> …… (P(A) + P(B)) 及び新営工事の工期に対応する共通仮設費率  
 Kr(AB)<sub>改修</sub> …… (P(A) + P(B)) 及び改修工事の工期に対応する共通仮設費率  
 ※主たる工事が新営工事の場合

(二) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合  
 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の直接工事費及び工期に対応する各工事の共通仮設費率により、各工事ごとの共通仮設費を算定する。  
 なお、各工事別の積み上げによる共通仮設費は、それぞれ各工事ごとの比率による共通仮設費に加え、各工事ごとに純工事費を区分する。

共通仮設費 =  $\Sigma$  (共通仮設費<sub>(n)</sub>)  
 共通仮設費<sub>(n)</sub> = (P<sub>(n)</sub> × Kr<sub>(n)</sub>) + 積み上げによる共通仮設費<sub>(n)</sub>  
 P<sub>(n)</sub> …… 各工事の直接工事費  
 Kr<sub>(n)</sub> …… P<sub>(n)</sub> 及び工期に対応する共通仮設費率  
 ※<sub>(n)</sub> …… 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事(\*)であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。

(\*) 軽微な工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合
- ② 工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合

(サ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合  
 この場合の共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。なお、共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。  
 また、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

共通仮設費 =  $\Sigma$  (共通仮設費<sub>(n)</sub>)  
 共通仮設費<sub>(n)</sub> = (P<sub>(n)</sub> × Kr<sub>(n)</sub>) + 積み上げによる共通仮設費<sub>(n)</sub>  
 P<sub>(n)</sub> …… それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費  
 Kr<sub>(n)</sub> …… P<sub>(n)</sub> 及びそれぞれの敷地の工期に対応する共通仮設費率  
 ※<sub>(n)</sub> …… 敷地A、敷地B、敷地C ……

(シ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合  
 この場合の共通仮設費は、同一敷地全体又は隣接する敷地を一括して算定する。共通仮設費率は、同一敷地全体又は隣接する敷地における直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率とする。

共通仮設費 = (P × Kr) + 積み上げによる共通仮設費

P …… 同一敷地又は隣接する敷地における直接工事費の合計額  
 Kr …… P 及び工期に対応する共通仮設費率

(3) 現場管理費

(ア) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正  
 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

現場管理費 = { (Np(A) × Jo(AB) × 1.0) } + { (Np(B) × Jo(AB)) } + 積み上げによる現場管理費  
 Np(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費  
 Np(B) …… 鉄骨工事以外の一般工事の純工事費  
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

補正対象は(2)(ウ)による。

(イ) 現場管理費の算定対象外費用

以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。なお、現場管理費率は、これらの費用を含む純工事費(湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く)及び工期に対応する現場管理費率とする。

- ・ 仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料等
- ・ 湧水等の排出費用(下水道料金のみ)
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

現場管理費 = Np(A) × Jo(AB) + 積み上げによる現場管理費

Np(A) …… 上記費用を除く純工事費  
 Np(B) …… 上記費用  
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) \* 及び工期に対応する現場管理費率  
 ※上記費用を含む純工事費から湧水等の排出費用(下水道料金のみ)並びに建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等を除く

(ウ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合  
 この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、鉄屑等のスクラップ費を控除しない純工事費及び工期に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、必要に応じて別途積み上げによる現場管理費を加算する。

(エ) 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合  
 一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率により、一般工事の現場管理費を算定し、その現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

現場管理費 = (Np(A) × Jo(AB)) + (Np(B) × 0.02) + 積み上げによる現場管理費

Np(A) …… 一般工事の純工事費  
 Np(B) …… その他工事(公建)の純工事費  
 Jo(AB) …… (Np(A) + Np(B)) 及び工期に対応する現場管理費率

(カ) その他工事(公建)を単独で発注する場合  
この場合の現場管理費の算定は、原則次式による算定とし、必要に応じて見積りを見積りを参考に計上する。

$$\text{現場管理費} = (\text{Np}(A) \times 0.02) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

$$\text{Np}(A) \quad \dots \quad \text{その他工事(公建)の純工事費}$$

(キ) 労務費の比率が著しく少ない設備工事  
電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じて算定する。  
なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

(ク) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合  
新営工事と改修工事を一括して発注する場合、新営工事と改修工事の純工事費の合計額及び各工事の工期に対応するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定する。

$$\text{現場管理費} = (\text{Np}(A) \times \text{Jo}(AB)_{\text{新営}}) + (\text{Np}(B) \times \text{Jo}(AB)_{\text{改修}}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

$$\text{改修工事の現場管理費} = (\text{P}(B) \times \text{Kr}(AB)_{\text{改修}})$$

$$\text{Np}(A) \quad \dots \quad \text{新営工事の純工事費}$$

$$\text{Np}(B) \quad \dots \quad \text{改修工事の純工事費}$$

$$\text{Jo}(AB)_{\text{新営}} \quad \dots \quad (\text{Np}(A) + \text{Np}(B)) \text{及び新営工事の工期に対応する現場管理費率}$$

$$\text{Jo}(AB)_{\text{改修}} \quad \dots \quad (\text{Np}(A) + \text{Np}(B)) \text{及び改修工事の工期に対応する現場管理費率}$$

(ク) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合  
建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の純工事費及工期に対応する現場管理費率により、各工事ごとの現場管理費を算定する。

なお、各工事別の積み上げによる現場管理費は、それぞれ各工事別の比率による現場管理費に加え、各工事ごとに工事原価を区分する。

$$\text{現場管理費} = \Sigma (\text{現場管理費}_{(n)})$$

$$\text{現場管理費}_{(n)} = (\text{Np}_{(n)} \times \text{Jo}_{(n)}) + \text{積み上げによる現場管理費}_{(n)}$$

$$\text{Np}_{(n)} \quad \dots \quad \text{各工事の純工事費}$$

$$\text{Jo}_{(n)} \quad \dots \quad \text{Np}_{(n)} \text{及び工期に対応する現場管理費率}$$

$$\text{※}_{(n)} \quad \dots \quad \text{建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事}$$

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事(\*)であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。

(\*) 軽微な工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合
- ② 工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合

(ケ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合  
この場合の現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。なお、現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。また、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

$$\text{現場管理費} = \Sigma (\text{現場管理費}_{(n)})$$

$$\text{現場管理費}_{(n)} = (\text{Np}_{(n)} \times \text{Jo}_{(n)}) + \text{積み上げによる現場管理費}_{(n)}$$

$$\text{Np}_{(n)} \quad \dots \quad \text{それぞれの敷地の工事ごとの純工事費}$$

$$\text{Jo}_{(n)} \quad \dots \quad \text{Np}_{(n)} \text{及びそれぞれの敷地の工期に対応する現場管理費率}$$

$$\text{※}_{(n)} \quad \dots \quad \text{敷地A、敷地B、敷地C} \dots$$

(コ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合  
この場合の現場管理費は、同一敷地全体又は隣接する敷地を一括して算定する。現場管理費率は、同一敷地全体又は隣接する敷地における純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。

$$\text{現場管理費} = (\text{Np} \times \text{Jo}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

$$\text{Np} \quad \dots \quad \text{同一敷地又は隣接する敷地における純工事費の合計額}$$

$$\text{Jo} \quad \dots \quad \text{Np} \text{及び工期に対応する現場管理費率}$$

(カ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

設計図書等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料又は現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)若しくはその両方の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、(ア)鉄骨工事の補正を行う場合及び(カ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ア)及び(カ)を乗じる。

(算定方法)

- ・一般工事の場合  
純工事費(一般工事)×現場管理費率×補正(ア)  
・鉄骨工事等の場合  
純工事費(鉄骨工事等)×現場管理費率×(補正(ア)×補正(ア))又は補正(カ))

(4) 一般管理費等

(ア) 一般管理費等の算定対象外費用  
湧水等の排出費用(下水道料金のみ)については一般管理費等を計上しない。また、算定に際してこれらの費用は工事原価に含めない。

$$\text{一般管理費等} = \text{Cp} \times \text{Gp}$$

$$\text{Cp} \quad \dots \quad \text{湧水等の排出費用(下水道料金のみ)を除く工事原価}$$

$$\text{Gp} \quad \dots \quad \text{湧水等の排出費用(下水道料金のみ)を除く工事原価に対応する一般管理費等率}$$

(イ) 労務費の比率が著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、建築工事に準じるものとして一般管理費等を算定する。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事。

- (ウ) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)工事の場合  
建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合、各工事別の工事原価の合計額に対応する主たる工事の一般管理費等率により、一般管理費等を算定する。なお、主たる工事とは、元請けとなる工事をいう。
- (エ) 鉄屑等のスクラップ費を含む場合  
この場合の一般管理費等の算定は、鉄屑等のスクラップ費を控除しない工事原価に対する一般管理費等率により、一般管理費等を算定する。
- (オ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合  
この場合の一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。
- (カ) 同一敷地又は隣接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合  
この場合の一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。
- (キ) その他工事(公建)を単独で発注する場合  
原則、工事内容に応じて建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事又は敷地造成工事を選択し、その一般管理費等率で算定する。必要に応じて見積りを参考に計上する。

公共住宅工事(建築局公共建築部公営住宅課発注工事)における共通費率

共通仮設費率	
住一仮一1	<p>共通仮設費率(建築工事) 直接工事費 1,000万円以下 <math>4.34 \leq Kr \leq 6.27</math> <math>8.525 \times P^{0.072279} \leq Kr \leq 12.311 \times P^{0.072279}</math> <math>Kr = 16.331 \times P^{0.200} \times T^{0.421}</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合、1千万円として扱う T:工期(か月) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一2	<p>共通仮設費率(電気設備工事) 直接工事費 500万円以下 <math>5.47 \leq Kr \leq 7.81</math> <math>25.813 \times P^{0.182159} \leq Kr \leq 36.846 \times P^{0.182159}</math> <math>Kr = 96.161 \times P^{0.493} \times T^{0.685}</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合、5百万円として扱う T:工期(か月) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一3	<p>共通仮設費率(機械設備工事) 直接工事費 500万円以下 <math>5.99 \leq Kr \leq 6.71</math> <math>16.211 \times P^{0.116996} \leq Kr \leq 18.161 \times P^{0.116996}</math> <math>Kr = 19.364 \times P^{0.170} \times T^{0.170}</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合、5百万円として扱う T:工期(か月) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一4	<p>共通仮設費率(エレベーター設備工事) 直接工事費 1,000万円以下 <math>Kr = 3.08</math> 1,000万円を超え、5億円以下 <math>Kr = 7.89 \times P^{0.1021}</math> 5億円を超える <math>Kr = 2.07</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一5	<p>共通仮設費率(テレビ電波障害防除工事) 直接工事費 300万円以下 <math>Kr = 5.20</math> 300万円を超え、5億円以下 <math>Kr = 26.39 \times P^{0.3028}</math> 5億円を超える <math>Kr = 1.84</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一6	<p>共通仮設費率(その他工事(公住)) <math>Kr = 1.00</math> ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>

現場管理費率	
住一現一1	<p><b>現場管理費率(建築工事)</b>            純工事費 1,000万円以下  <math>Jo = 26.363 \times Np^{-0.181} \times T^{0.443}</math>            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)            Np:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う            T:工期(か月)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一2	<p><b>現場管理費率(電気設備工事)</b>            純工事費 500万円以下  <math>Jo = 1896.706 \times Np^{-0.614} \times T^{0.749}</math>            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)            Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う            T:工期(か月)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一3	<p><b>現場管理費率(機械設備工事)</b>            純工事費 500万円以下  <math>Jo = 273.527 \times Np^{-0.399} \times T^{0.622}</math>            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)            Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う            T:工期(か月)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一4	<p><b>現場管理費率(エレベーター設備工事)</b>            純工事費 1,000万円以下  <math>Jo = 3.98</math>  <math>Jo = 15.10 \times Np^{-0.149}</math>            1,000万円を超え、5億円以下  <math>Jo = 2.26</math>            5億円を超える            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)            Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一5	<p><b>現場管理費率(テレビ電波障害防除工事)</b>            純工事費 300万円以下  <math>Jo = 14.36</math>            300万円を超え、5億円以下  <math>Jo = 15.51 \times Np^{-0.096}</math>            5億円を超える            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)            Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一6	<p><b>現場管理費率(その他工事(公住))</b>  <math>Jo = 2.00</math>            ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)</p>

一般管理費等率	
住一一般一1	<p><b>一般管理費等率(建築工事)</b>            工事原価 500万円以下  <math>Gp = 17.24</math>            500万円を超え、30億円以下  <math>Gp = 28.978 - 3.173 \times \log(Cp)</math>            30億円を超える  <math>Gp = 8.43</math>            ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)            Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一一般一2	<p><b>一般管理費等率(電気設備工事、テレビ電波障害防除工事)</b>            工事原価 300万円以下  <math>Gp = 17.49</math>            300万円を超え、20億円以下  <math>Gp = 29.102 - 3.340 \times \log(Cp)</math>            20億円を超える  <math>Gp = 8.06</math>            ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)            Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一一般一3	<p><b>一般管理費等率(機械設備工事、エレベーター設備工事)</b>            工事原価 300万円以下  <math>Gp = 16.68</math>            300万円を超え、20億円以下  <math>Gp = 27.283 - 3.049 \times \log(Cp)</math>            20億円を超える  <math>Gp = 8.07</math>            ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)            Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>





一般管理費等率	
営一般-1	<p><b>一般管理費等率(建築工事)</b></p> <p>工事原価 500万円以下  <math>Gp = 17.24</math>  500万円を超え、30億円以下  <math>Gp = 28.978 - 3.173 \times \log(Cp)</math>  30億円を超える  <math>Gp = 8.43</math></p> <p>ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)  Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-2	<p><b>一般管理費等率(電気設備工事)</b></p> <p>工事原価 300万円以下  <math>Gp = 17.49</math>  300万円を超え、20億円以下  <math>Gp = 29.102 - 3.340 \times \log(Cp)</math>  20億円を超える  <math>Gp = 8.06</math></p> <p>ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)  Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-3	<p><b>一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事)</b></p> <p>工事原価 300万円以下  <math>Gp = 16.68</math>  300万円を超え、20億円以下  <math>Gp = 27.283 - 3.049 \times \log(Cp)</math>  20億円を超える  <math>Gp = 8.07</math></p> <p>ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円)  Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

## 予定価格の事前公表について

平成20年4月23日

競争入札に付する全ての建設工事について、予定価格の事前公表を行っていますが、これまで特に適正な競争を阻害するような弊害は生じていないため、次の理由から公表を継続します。なお、今後弊害が生ずるようなことがあれば、公表を見直すことがあります。

- ア 透明性及び客観性の確保に資すること。
- イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること。
- ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること。

担 当 愛知県建設部建設総務課  
契約グループ

ダイヤル 052-954-6608

## 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事等において 総合評価落札方式を採用する理由

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号、最終改正 令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）第 3 条第 2 項に述べられているように、公共工事の品質は工事等（工事及び調査等をいう。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいため、公共工事の一般競争入札においては、「地方自治法施行令」（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）（以下、「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に定める総合評価落札方式を適用することを原則とし、公共工事に関する調査等の指名競争入札の一部においては、施行令第 167 条の 12 第 4 項に定める総合評価落札方式を適用することとする。

## 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式（建設工事） 試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を試行するにあたり必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事の中から建設局長、都市・交通局長又は建築局長が決定する。

（入札参加資格等の公告・掲示）

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

（1）総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

（2）当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

（落札者決定基準）

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定める。

3 落札者決定基準は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において審査した上で、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札・指名審査会要領第1条及び第11条に基づく入札・指名審査会（以下「審査会」という。）に提出し、審査会において決定する。

（評価項目等）

第5条 総合評価落札方式は、原則として以下の形式から選定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。また、建設工事によってはその他の形式とすることができる。

（1）標準型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度地域貢献度とする。

（2）簡易型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度地域貢献度とする。ただし、技術提案に関する事項については、簡易な施工計画とする。

### (3) 特別簡易型

評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度地域貢献度とする。

#### (評価の方法)

第6条 総合評価は、原則として以下の式で計算する評価値を以って行うが、発注工事によってはその他の式で計算する評価値を以って行うことができる。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点} \} \div (\text{入札価格} / \text{入札予定価格})$$

#### (評価項目の審査)

第7条 提出資料に基づく評価項目の審査については以下のとおりとする。

- (1) 技術提案に関する事項についての審査は、委員会において行う。
- (2) 評価項目の審査結果は審査会に提出し、審査会において決定する。

#### (落札者決定の方法)

第8条 入札参加資格をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

#### 附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成16年8月20日制定、平成18年4月1日最終改正の「愛知県建設部総合評価落札方式競争入札試行要領」及び「愛知県建設部総合評価落札方式競争入札試行要領内規」は廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年10月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

# 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局 総合評価落札方式(建設工事)の 運用ガイドライン

(補足)

本ガイドラインの5-1評価項目及び標準加算点表(別表1~10)に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

令和4年4月

愛知県建設局

# 目次

1	総合評価落札方式の概要	1
1-1	総合評価落札方式の必要性	1
1-2	愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における総合評価落札方式の対象工事	1
【参考】	1) 総合評価落札方式の法的根拠	1
	2) 愛知県公共工事発注方針	1
	3) 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の競争入札における予定価格の事前公表	2
2	総合評価落札方式の適用区分	3
2-1	総合評価落札方式の適用及び形式等について	3
	(参考1) 予定価格による適用基準表	3
	(参考2) 種別・形式による適用区分	4
2-2	形式の選定フロー	5
3	総合評価落札方式における審査・評価	6
3-1	審査	6
3-2	評価値	6
4	入札参加資格について	8
5	落札者決定基準について	10
5-1	評価項目	10
	A 技術提案に関する事項	10
	B 企業の技術力に関する事項	11
	C 配置予定技術者の能力に関する事項	19
	D 地域精通度・地域貢献度	24
5-2	加算点	28
6	共同企業体の取扱いについて	29
7	加算点の申告について	31
8	技術提案の履行確認等について	32
9	入札結果の公表について	33
10	手続きフロー	34
	愛知県建設局・都市・交通局・建築局総合評価落札方式における適用及び形式選定基準表	35
	標準加算点表	36～49

## 1 総合評価落札方式の概要

### 1-1 総合評価落札方式の必要性

以下の理由により、本県では、価格だけでなく工事の内容に応じて、「技術提案」「企業の技術力」「配置予定技術者の能力」「地域精通度 地域貢献度」に配慮した総合評価落札方式を採用している(建設企画課 HP 掲載「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事において総合評価落札方式を採用する理由」)。

- 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う。
- その品質確保にあたっては、受注者である民間技術者の能力が適切に評価されることや、技術提案及び創意工夫が活用されるように配慮されなければならない
- 一方、地域の建設会社が実施している防災協定に基づく活動などの地域貢献活動は、安全・安心な県土づくりにおいて必要不可欠なものである。また、工事にあたっては、地域固有の自然状況・環境条件・経済活動などの地域精通度も、工事の品質を確保するうえで、工事の効率性・安全性・環境への影響等から重要な意義を有するものである

### 1-2 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における総合評価落札方式の対象工事

一般競争入札については、原則、総合評価落札方式を採用

ただし、以下は適用外

- ・総合評価の適用が不适当
- ・予定価格5千万円未満のうち簡易な工事

(参考)一般競争入札

原則として、予定価格5千万円以上の工事(災害復旧等は除く)

ただし、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事は5割程度抽出

#### 【参考】

##### 1) 総合評価落札方式の法的根拠

- 『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(品確法)第3条第2項  
公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない
- 『地方自治法施行令』第167条の10の2第1項及び第3項  
価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる  
価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(「落札者決定基準」)を定めなければならない

##### 2) 愛知県公共工事発注方針(愛知県建設総務課HP掲載)



- 一般競争入札について、地元建設業者の入札参加が概ね20者以上見込める工事については、地元建設業者のみ参加できる地域要件(各建設事務所管内等)を設定
- 地域における活動拠点の有無や災害協定等に基づく活動実績の有無など、価格だけでなく地域における社会貢献活動なども加味して評価する総合評価落札方式を拡充し、地元建設業者の育成に配慮

3) **愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の競争入札における予定価格の事前公表(愛知県建設総務課HP掲載)**

以下の理由により事前公表を継続

- ア 透明性及び客観性の確保に資すること
- イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること
- ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること